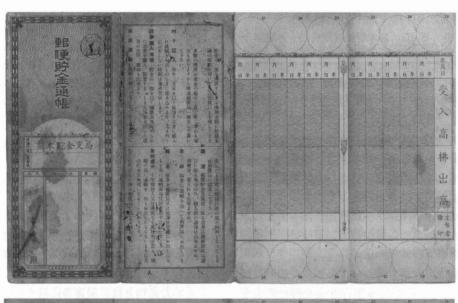
琉球大学学術リポジトリ

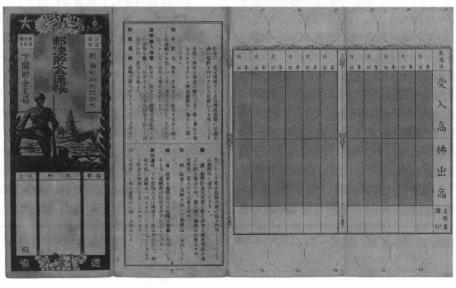
第1編 内務 第5章 貯蓄と財産

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 読谷村史編集委員会
	公開日: 2012-05-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 里井, 洋一, Satoi, Yoichi
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/24374

第 | 編 内務

第5章 貯蓄と財産





昭和 15 年から昭和 19 年頃使われていた郵便貯金通帳

第5章 貯蓄と財産

はじめに

第1節 貯蓄物の時代(旧慣期)

- 表 1-5-01 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1883、1890~1892》
- 表 | -5-02 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1893 ~ 1896》
- 表 1-5-03 間切村負債《読谷山、沖縄県 1893~ 1896》

第2節 間切・島制度の時期

表 1-5-04 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1900~1915》

第3節 島嶼町村制の時期

- 表 I-5-05 基本財産《読谷山、沖縄県 1905 ~ 1907、1910》
- 表 1-5-06 基本財産《読谷山、沖縄県 1919》

第4節 町村制の施行から戦時へ

- 表 1-5-07 基本財産《読谷山、沖縄県 1921~1938》
- 表 1-5-08 特別基本財産《読谷山、沖縄県 1921~1938》
- 表 1-5-09 基本財産(毎3年調査)《県計、郡市計、中頭市町村別 1938》
- 表 1-5-10 特別基本財産(毎3年調査)《県計、郡市計、中頭市町村別 1939》
- 表 1-5-11 部落有財産《読谷山、沖縄県 1921~1926》
- 表 1-5-12 郵便貯金 《読谷山、中頭、沖縄県 1902 ~ 1903》
- 表 1-5-13 職業別郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902》
- 表 1-5-14 郵便貯金《読谷山、沖縄県 1919~ 1930》

まとめにかえて

はじめに

この章は「貯蓄」となっている。一般的には 「貯蓄」とは個人が行う銀行貯金や郵便貯金を 思い浮かべるだろう。

この章であつかう「貯蓄」統計のタイトルは 次の6つに分類できる。

- ① 貯蓄物 (表 I-5-01、02、04)、
- ② 間切村負債(表 I-5-03)
- ③ 基本財産 (表 I-5-05、06、07、09)、
- ④ 特別基本財産 (表 I-5-08、10)、
- ⑤ 部落有財産 (表 I-5-11)、
- ⑥ 郵便貯金 (表 I -5-12、13、14) である。

個人の貯蓄は⑥のみで、残りは間切や村の公

的財産である。⑥の郵便貯金は明瞭なので、それ以外のあまりなじみの無い公的財産に関して 概観しておく。

①の貯蓄物とは、災害等に備えた備蓄物のことをさす。表 I -5-02 ではその内訳が示されている。教助米の代金、特別共同貯蓄、間切共同貯蓄という現金(金員)、それに籾・粟等の穀類である。

三分類の現金に関しては「一木書記官取調書 (1894年)」*1 にその由来と関係性が詳述されている。要約してその概要を示す。

救助米とは、琉球王府時代に明治政府によって減額された 654 石に起源がある。1868 年に、 鹿児島への年貢の運賃約 99 石が減額された額 を部下米、1873 (明治 6) 年に明治政府が年

^{*1. 『}沖縄県史』第14巻、539~542頁。

貢額を減少させた額約555石を余勢米と言う。 二つの合計654石を学校費・首里那覇学校費・ 救助費・薄給吏員救済費という名目で、沖縄県 が徴収しつづけたものが救助米である。その内 救助費は、生活に困窮している人々を救助する ための費用である、それまでの穀物で配分する のを止め、1879(明治12)年からは徴収した 穀物を売った代金を各間切等に配分することと した。しかし、各間切への配分額はわずかであ ることから、県庁が一括して預かり、救助米を 売った代金で公債・銀行預金等を買い入れ、運 用することになった。そのため県庁が支出の許 認可をもつことになったという。

共同貯蓄とは琉球王府時代は貯米と言われた もので災害に備えた備蓄である。各間切番所が 管理し、預金局や郵便局に預け、通帳は沖縄県 の出先役人である郡役所長が管理し、支出にお いては県の許可が必要であったという。

特別共同貯蓄とは琉球王府時代、首里王府が間切に派遣した下知役・検者・筆者の給料を、間切の人々から徴収したことに起源をもつものである。1879年の琉球処分後も徴収されつづけ、凶荒以外の臨時の公共支出にもつかわれた。特別共同貯蓄は救助米と同様、沖縄県が管理し支出には県の許可が必要であった。

一木書記官は、災害がおこり、救助が必要になった時、共同貯蓄・特別共同貯蓄・救助米代金の順に使用されることになっていると記している。

また、宮古島・八重山島・久米島などの離島 では、貯蓄物は籾・粟という穀類で蓄えられ、 一木は共同貯蓄として認識している。

②の間切村負債とは、間切や村(字)が負っている借金のことである。その起源は琉球王府時代、年貢を払いきれないことに端を発している。

③の基本財産とは地方自治体が所有する不動産・積立金や積み立て穀物等のことを言い、自治体はこの基本財産を維持する義務を負っている*2。ここでは読谷山間切(読谷山村)が所有す

る不動産と貯金等ということになる。

④の特別基本財産とは、特別の目的のための基本財産、もしくは金銭や穀物を積み立てることをいう。この場合、基本財産の全部もしくは一部を特別財産に繰り入れることもできるという*3。

⑤の部落有財産とは、1896(明治 29)年に成立した民法*4に規定されている「共有の性質を有する入会権」の対象となる財産のことで、部落(字)の人全員の共同所有に属するものをいう。

以上を踏まえて、統計から読み取れる読谷山 の様子をみていくことにする。

第1節 貯蓄物の時代(旧慣期)

1879 (明治 12) 年琉球処分が行われ、沖縄県が設置された。しかし、その後は地租改正などの近代的な改革が行われず、なおも王府時代と同様に年貢が徴収されていた。読谷山間切でも地頭代を中心とする間切役人による行政が沖縄県庁管理をうけるという構造のもとに行われていた。このように近代化されず、琉球王府時代の徴税体制を引き継いだ時期を旧慣期という。旧慣期において、災害が起こった時、人々の救済のために蓄えられた金銭や穀物である貯蓄物はどのようなシステムになっていたのかを沖縄県全体の動向に注意をはらいながら、読谷山間切を中心に考察する。

表 I -5-01 をみていただきたい。1883 (明治 16) 年における読谷山間切の貯蓄額は通貨で約 584 円である。一方同年の沖縄県全体の貯蓄額は通貨で約 4,924 円である。それに米約 1,270 石、籾 1,784 石、粟約 3,440 石、麦5.7 石、ゴマ 36.3 石、大豆約 119 石が貯えられていた。1883 (明治 16) 年度の石代相場*5で穀物を換金したとして計算してみると次のようになる。米 (第 2 種米) は 8,670 円、粟は2万 2,326 円、籾は米の半額として計算する

^{*2.} 沖縄県及島嶼町村制 第54条(『沖縄県史』第13巻、822頁)。

^{*3.} 同上。

^{*4.} 民法 263 条。

^{*5.「}明治 12 年ヨリ同 27 年ニ至ル貢納石代相場棕梠縄壱斤金額表」(『沖縄県史』第 21 巻 旧慣調査資料、298-9 頁)。

	組数	村数	1 11			THE SECTION	貯蓄物
	和且数	们级	人口	通貨	籾	麦	粟
				円 厘	石 合	石 合	石 合
読 1883 (明16)	1	16	7,875	583.798	_	_	_
谷 1890 (23)	1	16	2, 151	4, 518. 567	*	_	_
. 11891 (24)1	1	16	11,629	5, 555. 169	*	_	-
1892 (25)	1	16	11,812	5, 562. 969	*	_	_
油 1883 (明16)	454	561	294, 061	4, 924. 455	1,784.000	5.700	3, 439. 785
沖 1890 (23)	48	585	269, 774	146, 178. 726	*	-	1,468.021
網 1890 (23) 県 1891 (24)	48	585	410,879	171, 937. 966	*	-	4,036.682
界 1892 (25)	48	585	418, 160	190, 202. 213	*	=	9, 505. 192

	米	胡麻	大豆
	石 合	石 合	石 合
⇒ 1883 (明16)	-	_	1,000
読 1890 (23)	-	*	-
台 1891 (24)	_	*	:
¹¹ 1892 (25)	_	*	-
油 1883 (明16)	1, 270. 345	36. 300	118.918
畑 1890 (23)	3, 385. 101	*	-
1891 (24)	2, 219, 450	*	(
片 1892 (25)	196.000	*	5.000

と6,088 円、麦を普通石代麦として計算する と44 円、ごまは米と同額として計算すると約 248 円、大豆は普通石代下大豆として計算す ると615 円、合計、約3万7,991 円というこ とになる。この額にさきほどの通貨約4,925 円を加えると約4万2,915 円となる、これを、 1883(明治16)年の沖縄県全体の貯蓄額と推 定した。

1886 (明治 19) 年、沖縄県は干魃、3回の暴風雨、コレラに天然痘が流行し、民衆は困窮した。このような事態に対応するために沖縄県は貯蓄物をなくなる寸前まで放出したという。1887年3月までで2万700円、その後明治政府から救済金がおりるまでに1万6,311円の貯蓄物(雑部金)と県庁の予備費2,388円余が費やされた*6。

1887年時点で、すべての貯蓄物を窮民救済のために放出したという県庁の報告を信じたな

らば、1887 年には貯蓄物が合計約 3 万 7,011 円あったことになる。

1883 年時点で 4 万円余りあった貯蓄物が毎年貯蓄されていくにも関わらず 1887 年には 3 万 7,000 円しかなかったというのは不思議な話である。

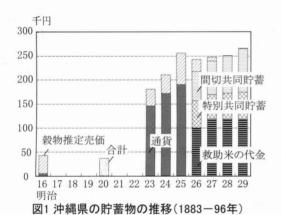
そこで次のような仮説を考えてみた。沖縄県は貯蓄物の上限を4万円前後として設定していた。貯蓄額が徴収され、消費した分は次年度補填される。それ以上は、沖縄県の費用に転用された、と。琉球王府時代、八重山では年貢は前年貯蓄された古米が上納される。貯蓄物にはそういう年貢の一部という感覚があったのではないだろうか。

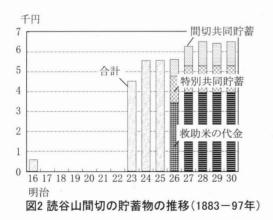
貯蓄物は県の管理だが、その使用主体は各間切・島にある。そういう点から考えるならば、 困窮度の高かった間切・島では沖縄県が間切の 人々に対する救済として貯蓄物を使い切ること

^{*6.「}沖縄県窮民救助費処分の件」『沖縄県史』第13巻、561-8頁。

に納得したであろう。しかし、被害の少なかった間切・島は納得しないであろう。

そのような状況のもと、1887 (明治 20) 年明治政府は、1886 年の災害に対して、救済金 1万 8,700 円余を下付した。ところが、同年沖縄県知事になった福原実は、救済金を貯蓄物 (雑部金)に補填したのである。このことが1890 (明治 23) 年になって問題となる。災害時の沖縄県知事大迫貞清は、1万 6,311 円の貯蓄物があったにも関わらず、実状を調査せずに救済金の下付を明治政府に要求した事で、大迫の後任知事である福原実は、政府に伺いもせずに下付された救助金を貯蓄に補填し県内の人





民へ告示したという事で、二人はそれぞれ譴責 処分をうけている。福原実知事は政府からの救済金1万8,700円余の内、1万6,311円を貯蓄金を戻しいれ、この戻し入れは天皇の聖恩であることを沖縄県内に公示したのである。このことによって、前述した不満をもったであろう被害の少なかった間切・島は得心したと思われる。しかし、天皇の聖恩である救済金は救済に使われず、そのことによって二人の知事は譴責処分を受けるにいたったと考えることができよう*7。

表 I-5-01、02 に、上記の1883 (明治16)年と1887 (明治20)年(1887年3月までに県民に配当された2万700円とその後に追加された1万6,311円を明治20年の貯蓄物と推定した)および各年度の石代相場の推定を加味して作成したのが、図1「沖縄県の貯蓄物の推移(明治16-29年)」である。

1887 (明治 20) 年以後 1892 (明治 25) 年まで、貯蓄物が毎年約 4 万から 5 万円づつ増加を続けたであろうことが読み取れる。1892年は 1883 (明治 16)年時点の 6 倍弱である。

増加は 1892 (明治 25) 年以後 25 万円前後 で停滞する。このことから、1886-87 年の大 災害を教訓として、沖縄県が目標とした災害に 備えた貯蓄額は 25 万円であったと推定した。

では読谷山間切における貯蓄物がどうであったのか、表 I-5-01・表 I-5-02 をもとに作成した図 2 をみていただきたい。

図 2 と図 1 と照らし合わせると、1891 (明治 24)年から 1893 年まではほぼ同額なので、 読谷山間切の場合は、1891 (明治 24)年に一定の額(5,600円前後)に達したのではないかと 考えられる。明治 16年の 9倍強という貯蓄額 である。

1893年を事例に、その内訳をみてみよう。 救助米の代金が貯蓄物の約61%を占めている。 沖縄県全体では約41%なので、読谷山間切は 救助米の代金の比率が高いということになる。

^{*7.} 前掲「沖縄県窮民救助費処分の件」。

表 1-5-02 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1893 ~ 1896》

	_		如米	村数	人口		金	員	
			租奴	们级	ΛП	救助米代金	特別共同貯蓄	間切共同貯蓄	合計
						円	円	円	円
読	1893	(明26)	1	16	11, 597	3, 443. 452	1, 335. 249	832.894	5, 611. 595
谷	1894	(明27)	1	16	12, 496	3, 955. 185	1, 335. 249	982. 152	6, 272. 586
山山	1895	(明28)	1	16	12,648	3, 955. 185	1, 335. 249	1, 138. 731	6, 429. 165
Щ	1896	(明29)	1	16	12, 764	3, 955. 185	1, 335. 249	1, 222. 876	6, 513. 310
	1893	(明26)	48	585	419,840	100, 121. 269	56, 822. 336	60, 583. 046	217, 526. 651
沖	1894	(明27)	48	585	430, 296	119, 066. 364	50, 731. 489 *6, 706. 862	70, 136. 414	246, 641. 129
縄県	1895	(明28)	48	585	437, 827	118, 582. 941	53, 947. 356	77, 744. 107	250, 274. 404
	1896	(明29)	48	563	440, 889	118, 582. 941	56, 370. 963	90, 118. 419	265, 072. 323

			穀類	Ę
			籾	粟
			石 合	石 合
読	1893	(明26)	_	_
谷	1894	(明27)	-	-
11	1895	(明28)	-	-
ш	1896	(明29)	-	_
	1893	(明26)	1, 525. 385	8, 127. 251
沖	1894	(明27)	1,727.778 (大豆) 3.600	326. 482
縄県	1895	(明28)	3.845 (大豆)224	8. 453
	1896	(明29)	3.851 (大豆)447	8.766

注 1) 明治 26 年「貯金利子(間切共同貯蓄ハ除ク)ハ毎八ヶ年一回計算シ本資金へ編入ル、ヲ以テ二十年以降ノ利 子ハ本表ニ包含セス」

注 2) 明治 27 年「貯金ヨリ生スル利子ハ毎間切ノ金高ニ應シ本資金へ編入スルモノニシテ未タ編入ノ運ニ至ラサル モノ左ノ如シ

金壱萬千五拾三圓七拾五銭 救助米代金

金千貳百五拾九圓壱銭八厘 特別共同貯蓄」

「間切共同貯蓄(ママ)ノ欄* 印ヲ付シタルモノハ鳥島救助金ナリ」

注 3)表中明治 27 ~ 29 年の「穀類・籾」、(大豆)はすべて宮古島の分、残りはすべて八重山島の分である。また同年の「穀類・粟」はすべて宮古島の分である。

救助米の代金の起源は前述したように薩摩への 年貢にある。年貢の明治政府による還元金が救助米だと考えると、各間切へは同じ比率で還元 されていたと考えることができる。しかし、読 谷山は救助米の比率が他間切より高いのである。

一方、間切の努力で行われる貯蓄物は、間切 共同貯蓄と特別共同貯蓄と考えることができる。 間切共同貯蓄の起源が貯米であり、特別共同 貯蓄の起源が下知役・検者・筆者の給料である。 この起源から考えてみると、間切共同貯蓄と特別共同貯蓄をどれくらい貯蓄するかは、間切役 人の裁量に委任されていたといえよう。

特別共同貯蓄は特別の目的のために積み立て 使用することになっている。表 I-5-02 にみ るように特別共同貯蓄は約 1,335 円余で 1893 (明治 26)年から 1896 年まで、同額である。

先述したように 1891 (明治 24) 年から 1893 年までの貯蓄物の総額は 5,600 円前後で

表 1-5-03 間切村負債《読谷山、沖縄県 1893~1896》

		◇◇ 米 セ	明却各体	村負債	
		総数	間切負債	金額	村数
	1,000 (88.00)	H 4 017 515	P 000	H 000 000	0
読	1893 (明26)	4, 917. 515	90. 909	4,826.606	9
谷	1894 (27)	4, 697. 617	22.725	4,674.892	9
Ш	1895 (28)	4, 263. 977	11.361	4, 252. 616	9
Parent .	1896 (29)	4, 252. 616	_	4, 252. 616	9
νΉ	1893 (明26)	143, 955. 782	4, 050. 594	139, 905. 188	174
沖縄	1894 (27)	134, 545. 737	3,063.922	131, 481. 815	165
県	1895 (28)	125, 640. 336	5, 783. 310	119, 857. 026	144
711	1896 (29)	113, 563. 914	7, 230. 363	106, 333. 551	144

ほぼ同額である。

また、1892年読谷山小学校の新校舎が落成し、1895(明治28)年、渡慶次・古堅両分校が設立されているが特別共同貯蓄は同額で推移し減少していない。特別共同貯蓄が学校建設という目的のために使用できるものではなかった。特別共同貯蓄は災害を想定した一定の目的があるものにしか、沖縄県は使用を認めなかったのではないだろうか。

この三点から、特別共同貯蓄約 1,335 円余 は 1891 (明治 24) 年から 1896 (明治 29) 年 まで変化していないと推定した。

特別共同貯蓄の積み立てが 1891 年を最後に終わり、それ以後、災害がおこり、災害を救済するための特定の目的に特別共同貯蓄は使用されることは無かったと考えることができる。

この特別共同貯蓄約 1,335 円という額は読 谷山間切の貯蓄物の約 23.8%を占めている。 沖縄県全体は 23.3%であるからほぼ沖縄平均 であったといえよう。

特別共同貯蓄に比較して、読谷山間切の共同 貯蓄の割合は沖縄全体と比較してきわめて低い。 1893 (明治 26) 年における読谷山間切の共同 貯蓄額は約 833 円、14.8%である。沖縄県全 体では 24.9%、共同貯蓄と同じ貯米に起源を もつと考えられる穀物推定売価を加えると沖縄 県全体は 35.5%になる。 読谷山間切の共同貯蓄額の占める割合は沖縄 県全体の半分以下である。

以上のことから、1891年から1896年における貯蓄物の割合は沖縄県全体と比較して、読谷山間切は、年貢に起原を持つ救助米代金の割合が高く、貯米に起原を持つ間切共同貯蓄は低いということができる。

表 I-5-03 間切村負債(読谷山、沖縄県、 $1893 \sim 96$)をみていただきたい。この統計は表 I-5-02 と同時期である。読谷山間切の負債額は 1893 年時点で 90 円余り、1896 年には間切負債の数値記載はない。

沖縄県全体では、間切負債は 1893 年 4,050 円余から 1894 年 3,063 円余まで減ったのに、 1895・96 年と急増し、7,230 円余に達してい

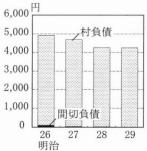


図3 間切・村負債(読谷山) 資料:表 I -5-11より作成

る。ただし、図1にみるように沖縄県全体の 貯蓄物は1896 (明治29) 年時点で26万円を 越え、沖縄県全体の貯蓄物から見たとき沖縄全 体の間切負債はそう大きいものでないことがわ かる。

問題は村の負債である。1881 (明治 14) 年 12 月 2 日沖縄県令上杉茂憲が読谷山間切に巡回してきた。県令は間切役人に負債があるかと質問したところ、間切には無いが、各村には 70 万貫 (14,000 円)の負債があり、サトウキビが豊作であれば 20 年で返済できると答えている*8。

表 I-5-03 にみるように、1881 年 14,000 円あった村負債は 12 年後の 1893 (明治 26) 年には 4,826 円余、1896 年には 4,252 円余 と次第に減少している様子がうかがえる。

松田平治は「明治三十年より万書留」⁵⁹の中で、各村の負債総額は計1,461円余と記している。1897(明治30)年になって、各村の負債額が急減していることがわかる。1年で負債を各村合計で2,800円弱も返済したことになる。

松田によれば、9 村あった負債村が6 村に減少し、1897 年になおも負債を負っていた村は宇座が143 円余、喜名が232 円余、楚辺が790 円余、古堅が110 円、比嘉が53 円余、大湾が132 円余と記している。

また、上杉県令は貯蓄物についても、間切役人に質問している。間切役人が言うには、間切は、豊凶に関わらず、粟20石を通貨にかえて、毎年貯金をしている。この貯蓄金を低利で村に貸し付け、その利子を間切で貯えている。これによって貯まった基金は2か年分15,000貫(300円)となっている。基金は琉球王府時代以来続けているが、凶年の時、村々に配分したので現在は2か年分しかないと答えている*10。

ちなみに粟 20 石を石代相場で通貨に換えると*¹¹、1880(明治 13)年が 205円余、1881年が 183円余、2年間の合計が 389円余となり、基金 2 か年分 15,000 貫(300円)よりも多

い額となる。

村役人が示した基金を表 I-5-02 でいう共同貯蓄と推察して、毎年粟 20 石を石代相場で通貨に変え、1894 年まで貯め続けると仮定した場合 1,879 円余となる。1894 年の読谷山間切の共同貯蓄は 982 円だから、900 円弱が不足していることになる。

松田平治は先述の「明治三十年より万書留」 の中で、次のように貯蓄物に該当する部分を記 している。

共同貯蓄 1,222.876 円(未金 2285.391 円) 特別共同 1,335.249 円(未金 1060.411 円) 救助米残金 3,955.185 円

この数字*12 はまさしく県統計表 I-5-02 の 1896 (明治 29) 年の数字と一致する。共同貯蓄には未金、すなわち未納額が約 2,285 円あるとも記している。もし未納がなければ、約 3,500 円の共同貯蓄が読谷山間切にあったことになる。また、同書によると特別共同貯蓄も未納が約 1,060 円あり、特別共同貯蓄も同様に未納がなければ約 2,395 円あったことになる。したがって、読谷山間切では未納があるために沖縄全体の割合と異なっているといえよう。

第2節 間切・島制度の時期

1897 (明治 30) 年4月「沖縄県間切島吏員規程」が公布され、地頭代を中心とする行政組織は解体され多くの間切役人が解職された。替わって、沖縄県知事が間切長・収入役・書記を任命するという制度が発足した。「沖縄県間切島吏員規程」による自治体運営は1907 (明治40)年3月「沖縄県及島嶼町村制」が公布され、1908年4月1日に施行されるまで続く。この時期は沖縄県全体で土地整理が行われ、税金が年貢による現物納から、貨幣納へ移行した時代である。

読谷山間切の間切長には先述の松田平治が就任した。彼の「明治三十年より万書留」によ

^{*8. 『}沖縄県史』第11巻、51頁。

^{*9. 『}読谷村史』第3巻第5章「松田平治関係史料」、533頁。

^{*10. 『}沖縄県史』第11巻、51頁。

^{*11. 「}明治 12 年ヨリ同 27 年ニ至ル貢納石代相場棕梠縄壱斤金額表」『沖縄県史』第 21 巻、298-9 頁。

ると読谷山間切の財産は、学校基本金 2,571 円余、共同貯蓄、1,222 円余、特別共同貯蓄 1,335 円余、救助米残金 3,955 円余、計9,084 円余であった。

1898 (明治 31) 年、沖縄県間切島基本財産蓄積及支出に関する規定が設けられ、共同貯蓄、特別共同貯蓄、救助米残金は間切の基本財産に編入される。この沖縄県間切島基本財産蓄積及支出に関する規定によって、それまでは沖縄県が管理していた読谷山間切の財産は、読谷山間切の基本財産として、読谷山間切自身が管理することとなった。

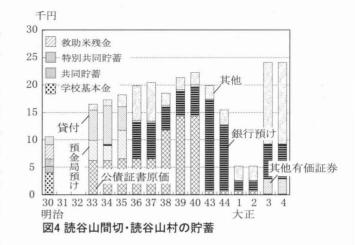
表 I-5-04 より作成した図 4 をみていただきたい。読谷山間切の財産がどのような形で保管されているか読み取ることができる。

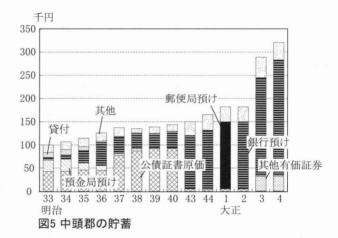
▼貸付と国税未納

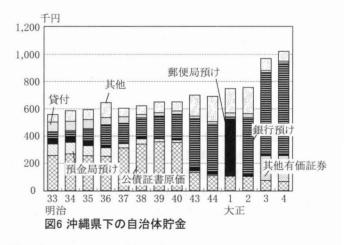
まずは貸付をみていただきたい。先にみた 上杉県令日誌には、間切の貯蓄の貸付先が村 であると記されていた。また先にみたように 松田の日誌にも三拾年六月請負債残高という 記述がある。これらのことから、間切による 村への貸付が、旧慣期を通じて続いていたと 思われる。

以上のことをもとに松田平治が就任した1897年における読谷山間切の財産を推定してみた。前述の学校基本金・共同貯蓄・特別共同貯蓄・救助米残金合計9,084円余と各村への貸付(村にとっては負債)1,461円余、計10,545円余が読谷山間切の財産であったと推定できる。その推定を図4に組み込んでみた。

図4の1897(明治30)年と1900(明治33)年を比較してみる。1897年の間切財産は9.084円であった。一方1900年の公債証書原価6,250円と預金局預3,653円を合計すると9,903円となる。これらのことから、間切財産は公債証書と預金局預けという形で貯金されていたのではないかという







^{*12. 『}読谷村史』第3巻第5章「松田平治関係史料」533頁には、「与用貯蓄」「特別与用□□」と翻刻しているが、「与用貯蓄」「特別与用□□」の金額が表I-5-02(1896年)の間切共同貯蓄・特別共同貯蓄の金額と一致するので、「与用貯蓄」を共同貯蓄、「特別与用□□」を特別共同貯蓄と解釈した。

表 1-5-04 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1900~1915》

	村数	人口	公債証書原価	預金局預ケ	其他有価証券	郵便局預ケ
1,000 (11100)	10	10 000	円 厘	円 厘	円厘	円 厘
1900 (明33)	16	13, 288	6, 250, 000	3, 652. 525	*	_
1901 (34)	16	13, 182	6, 250. 000	2, 668. 560	*	_
1902 (35)	16	13, 130	6, 550. 000	5, 192. 159	*	_
1903 (36)	16	13, 601	6, 550. 000	_	*	-
1904 (37)	16	13, 762	6, 550. 000	_	*	_
読 1905 (38)	16	13, 689	11, 800. 000	_	*	_
公 1906 (39)	16	13, 544	14, 325. 000	-	*	-
111 1907 (40)	16	14, 068	14, 325. 000	_	*	_
1910 (43)	16	14, 582	600.000		*	_
1911 (44)	16	14, 759	600.000	-	*	_
1912 (大 1)	**	*	600	*	7	_
1913 (2)	*	*	600.000	*	_	_
1914 (3)	*	*	100.000	*	2,700.000	_
1915 (4)	*	*	100.000	*	2, 700. 000	_
1900 (明33)	585	465, 470	257, 317. 175	84, 235. 940	*	42, 405. 259
1901 (34)	585	467, 378	269, 118. 875	83, 948. 902	*	39, 226, 748
1902 (35)	585	471, 145	255, 200.000	73, 636. 252	*	38, 503. 124
1903 (36)	530	475,826	251, 500.000	61, 993. 695	*	13, 176, 746
1904 (37)	531	481,054	312, 382. 250	31, 799. 698	*	8, 764. 144
沖 1905 (38)	530	487,063	340, 858. 050	37, 526, 508	*	9,949.228
縄 1906 (39)	534	482, 402	357, 367, 500	22, 123, 505	*	6, 230. 612
界 1907 (40)	534	490, 565	351, 830.000	18, 358. 277	*	4,722.966
月910 (43)	463	530, 177	134, 197. 500	11, 303. 594	*	19,650.046
1911 (44)	572	530, 957	111, 035. 000	9, 273. 095	*	14, 447, 564
1912 (大 1)	*	*	106, 557	*	3, 380	417,081
1913 (2)	*	*	104, 697. 000	*	3,655.000	17, 424. 156
1914 (3)	*	*	74, 701. 780	*	180, 017. 228	16, 472, 446
1915 (4)	*	*	66, 808. 000	*	189, 846. 500	14, 130. 411

ことが想像される。

貸付額は1900(明治33)年5,544円余、1901年7,076円余と増え、1902年4,316円余へと減少し、1903年以後は349円余と激減する。

特に読谷山間切の1900・01・02年の貯蓄に占める貸付額の割合は、それぞれ約30・41・24%と推移している。この割合は図5中頭郡の約11・11・7%、図6沖縄県の約13・12・11%と比較してもはるかに高い。特に1901年は40%を越えている。

しかし、読谷山間切の貸付額の貯蓄に占める割合が1903(明治36)年には2%弱と、前年の1902年の約24%と比較すると激減する。

このような現象は、読谷山間切ほどではないにしても、図5にみるように中頭郡も、約7.3%から2.4%へと同様に激減している。一方、図6の沖縄県の場合には、約11.3%から8.3%へと若干の減少だが、1905(明治38)年には3%代に減少し、その後3%前後で貸付率はその後一定する。

図7国税滞納の推移(1893-1901)をみていただきたい。1897(明治30)年に間切・島制が実施されるまでは、特定の地域を除いてはほとんど滞納状況はなかったと読み取れる。特定の地域とは宮古島と島尻郡である。

旧慣期には滞納はなかったのかというと、先に読谷山間切にみたように間切が村に貸し付け

		銀行預ケ	貸付	其他	計
7		円厘	円厘	円厘	円厘
1900	(明33)	_	5, 544. 300	1,080.000	16, 526. 825
1901	(34)	251.870	7,076.670	1,080.000	17, 327. 100
1902	(35)	-	4, 316. 715	2, 160, 000	18, 218. 874
1903	(36)	6, 620. 420	371.805	6, 316. 537	19, 858. 762
1904	(37)	6, 515. 201	349. 445	7,076.400	20, 491. 046
読 1905	(38)	4, 212. 312	349.445	2, 160, 000	18, 521. 757
谷 1906	(39)	4, 514. 358	349.445	2, 160, 000	21, 348. 803
山 1907	(40)	5, 450. 824	349. 445	2, 160, 000	22, 285. 269
1910	(43)	16, 698. 487	169.445	2, 430.000	19, 897. 932
1911	(44)	12, 014. 297	169.445	2,700.000	15, 483. 742
1912	(大 1)	1,898	-	2,700	5, 198
1913	(2)	1, 898, 048	-	2,700.000	5, 198. 048
1914	(3)	6, 363, 660	66. 252	14, 900. 000	24, 129. 912
1915	(4)	6, 363. 660	66. 252	14, 900. 000	24, 129. 912
1900	(明33)	46, 849. 925	72, 109. 648	55, 650. 864	559, 568, 811
1901	(34)	48, 064. 891	68, 617. 504	77, 833. 740	588, 500. 660
1902	(35)	87, 271. 757	66, 836. 207	72, 911. 987	594, 359. 327
1903	(36)	156, 481. 701	53, 402, 725	108, 228. 994	644, 783. 861
1904	(37)	141, 820. 660	47, 759. 719	62, 040. 310	604, 566. 781
沖 1905	(38)	147, 385. 705	23, 324. 817	63, 194, 210	622, 238. 518
縄 1906	(39)	162, 199. 247	24, 385. 111	77, 265. 094	649, 571. 069
県 1907	(40)	186, 224. 869	23, 385. 324	66, 184. 040	650, 705. 476
1910	(43)	363, 228. 564	19, 200. 921	152, 860. 102	700, 440. 727
1911	(44)	353, 275. 874	18, 595. 322	184, 516. 967	691, 674. 779
1912	(大 1)	14, 257	29, 780	177, 763	748, 818
1913	(2)	410, 550. 973	29, 440. 434	190, 384. 860	756, 152, 423
1914	(3)	594, 864. 414	14, 820, 623	88, 506. 992	969, 383. 483
1915	(4)	666, 311. 500	12, 774. 630	71, 630. 020	1,011,501.061

て、国税を支払うという構造があった。国税すなわち年貢を払えない家は村の責任で請け負い、村で払えない場合は間切で請け負うという制度は琉球王府が生み出したものである。

間切・島制度が実施された1897(明治30)年、沖縄県全体の国税未納額は約2万4千円、その過半の1万3千円余は宮古島の未納であり、島尻郡が8千円余でついでいた。この宮古島と島尻郡が二大未納地域という状況は1900(明治33)年まで続く。1900年の沖縄県全体の単年度未納額は約13万円、1897年の5倍に達している。あくる1901年には沖縄県全体の単年度未納額は約40万円、前年の3倍に急増する。

このような状況に対して、1900年11月、大蔵大臣渡辺国武は、国税滞納者から強徴(強制徴収)できるようにする法律「沖縄県ニオケル国税徴収ニ関スル法律案」を閣議提案し、1901年3月に閣議決定し、総理大臣伊藤博文が帝国議会に提出した。閣議決定によると、1893(明治26)年以来、累計滞納額は23万円におよんでいる。国税総額56万円の沖縄県に、23万円を一時に取り立てたならば、過酷になる恐れがあるとして、1903(明治36)年の税制改革すなわち土地整理を待ってしか施行できないとしている。過去にさかのぼらず、当面、これからの滞納に対してこの法案を適応していくとした。

ところが、この法律案は 1901 (明治 34) 年の帝国議会では審議されなかった。その年、すなわち 1901 年の国税未納額は前述したように約 40万円、累計は沖縄県の国税総額 56万円を越える 68万円に達したのである。

法律案が帝国議会で審議され、1902(明治35)年2月に衆議院、3月に貴族院で可決された。貴族院では特別委員会の委員長であった上杉茂憲伯爵が沖縄県令であった経験も含めて次

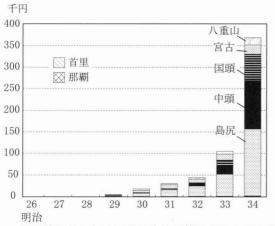


図7 沖縄県における国税滞納額推移(1893-1901年) 資料: 琉球新報1902(明治35)年6月9日、15日より作成

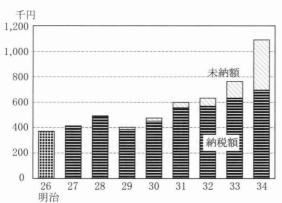


図8 沖縄県における国税納税・ 未納額の推移(1893-1901年)

資料:琉球新報1902(明治35)年6月9日、15日 および『沖縄県史』20巻368-370pより作成 のように委員会報告を行った。

沖縄県では国税徴収官が人民から税金を直接徴収することはない。したがって滞納処分というものもない。沖縄県には内法というものがあって、間切長がきびしい処分を行っている。したがって、私が県令だった時には国税を滞納するものが多くはいなかった。ところが近年、人智が発達し、間切長の言うことを聞かなくなって、滞納者が増えるようになった。地租改正前にこの法律案を成立させ、滞納処分をおこなったならば、沖縄県民は国税は絶対に負担しなければならない義務であると馴致すれば滞納者は減少するであろう、と。

では、国税納入額と国税滞納額の関係はどうなっているのか、図8「国税納税・未納額の推移」みてみよう。納税額と未納額の合計が本来はらうべき国税総額と考えることができよう。そう考えて図をみてみると、1897(明治30)年までは国税総額40万円前後で推移していたのに、1898年には60万円、1900(明治33)年約76万円と増加し、1901年にはとうとう国税総額約109万円と急増していることがわかる。沖縄県の国税総額は1897年以前の2倍以上3倍近くに達したのである。

ここで再び、図4の読谷山間切の貸付額が1900年5,544円余、1901年7,076円余と急増した問題と国税未納問題を関連させて考えてみたい。

読谷山間切の貸付額が急増した1900・1901年図7にみるように、読谷山間切が属す中頭郡では1900・1901年、国税未納額が急増する。1901年には11万円という高額になっている。沖縄全体も同様の傾向をしめしている。

上記のことを踏まえて考えるならば、読谷山間切では、国税未納をなるべく出さないために、旧慣的な手法である国税未納者もしくは未納者のいる村に間切が貸付を多額に行ったという仮説を提案する。

中頭郡全体では貸付の比率が読谷山間切に比較して高くないことから、貸付比率を高めることによって国税未納を防ごうとしてというところに読谷山間切の特色を見出すことができるのではないだろうか。

図9「国税項目別推移(1893-1904)」を みていただきたい。図9からは1901(明治34)年までは沖縄県に負荷されていた国税は地 租(農産物による年貢)が主でお酒に関わる税が 従であったことがわかる。

そこで図9とさきにみた図8「国税 納税・ 未納額の推移」を比較してみよう。地租の負 担額は40-50万前後で推移していたことや 1902年の砂糖消費税が導入され1903年から 国税が急増したことから考えると、砂糖消費 税導入以前の1900-1901年の税の未納分は、 突然出現したとしか思えないのである。

旧慣期において、国税を払うために間切が村 (人々)に貸し付けていた負債がここに出現した と考えることはできないだろうか。

沖縄県ニオケル国税徴収ニ関スル法律案が帝 国議会に発議され、審議され決定される時期と、 この未納分の出現は符号している。

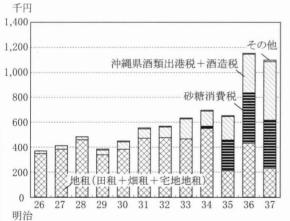


図9 沖縄県における国税項目別推移(1893-1904年) 資料:『沖縄県史』第20巻沖縄県統計 368-370pより作成

1902年の「沖縄県ニオケル国税徴収ニ関スル法律」の成立によって、国税徴収官が直接滞納処分ができるようになった。早速、国税徴収官は累計 68 万円におよぶ莫大な滞納額に直面することになった。

1904 (明治 37) 年、沖縄県滞納旧租延納法案が帝国議会で成立した。同年日露戦争が始まり、桂太郎内閣は戦費調達のために非常特別税法を施行した。沖縄県滞納旧租延納法案はこの非常特別税法が施行している間は、1902 年以前の滞納分は徴収せず、非常特別税法が廃止されて後、10 年年賦で徴収するという法案であった。

このような背景の中で、1902年を境に読谷 山間切・中頭郡においても「貸付」は極めて小 額となる。

なお、日露戦争が終わっても、財政上非常特別税法の廃止はできず、1908 (明治 41)年、「沖縄県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律」が帝国議会で成立し、1902 年以前の地租の未納分は免除されることになった。

▼公債証書と日露戦争

貯蓄物に端を発する読谷山間切の公債証書原価は図4によれば6,000円台(基本財産総額に対する割合は30%代)で一定しているが、1905(明治38)年11,800円(約64%)、1906年14,325円(約67%)と急増している。これは日露戦争の戦時国債を、読谷山間切が銀行貯金・その他を取り崩して購入した結果によるものと考えることができる。

図5の中頭郡では1904年には公債証書原価の基本財産に占める割合が前年の35%から56%と急増するのが読谷山間切よりも早いが、結局1905年約64%・1906年約67%と読谷山間切と同様の割合に達している。

図6の沖縄県自治体全体では、公債証書原 価の占める割合が40%代と読谷山間切・中頭 郡に比較して高く、1904(明治37)年には約 39%から 52%と増加する傾向が中頭郡と同様 にみられるが、1905 年約 55%・1906 年約 55%と微増に留まっている。

沖縄県各自治体が日露戦争が始まった 1904年には戦時国債を購入し、基本財産中公債証書の比率を高めたのに対し、読谷山間切は1年遅れた分をとりもどすかのように公債証書の比率を中頭郡平均まで、公債証書原価の比率を高めたといえよう。

▼貯蓄と基本財産

1901 (明治 34) 年 2 月、中頭郡の各間切は協議して、凶荒災害用の蓄積を 20 年間かけて行おうと協議し、規約書を制定した。規約書によれば 1920 年まで、一戸平均 8 銭を間切税として徴収し間切基本財産にくりいれることと規定されたという。読谷山間切における凶荒災害用の蓄積は 1905 年時点で 435 円余であり、積み立て予定額は 3,840 円だという。

旧慣において蓄積してきた貯蓄の目的は凶荒 災害用であった。しかし、貯蓄が間切基本財産 と名前を変えた時点でその持っている意味も変 化したのである。したがって自治体としての中 頭郡各間切は凶荒災害用のための蓄積を連合し て始めたのである。

中頭郡各間切が凶荒災害規約書を制定した 1901 (明治34) 年の3月、読谷山間切宇座 村の医療共同貯金が琉球新報に紹介されている*13。

その内容は、宇座村は田舎で医師も居らず、 往診を頼んでも8キロから12キロメートルも 離れたところから往診に来てもらい、その往診 料は三四十銭に及び、その上薬代も高く、貧乏 人は医療を受けることができない。そこで宇座 村では共同貯金を積み立て、貧富に関わらず医 療一切の費用をまかなうという内規を作り実行 した。その結果、医療を受けられず、死んだも のはいないというものであった。またその資金 は養鶏鶏卵を売却することによって得たものだ という。

本来国・県・間切が行うべき福祉を、村(部落・字)が独自に貯蓄することによって生まれた制度である。間切基本財産蓄財の一つの可能性が福祉のための原資にあったのかもしれない。

▼基本財産の内容

土地整理によって、間切が所有する土地の地価が決まり、家屋に対する評価額も決まったと考えられる。今までの間切の貯蓄に土地・建物評価価格も加味された統計が表 I-5-05 である *14 。表 I-5-05 から作成した図 10 「読谷山間切基本財産」をみていただきたい。表 I-5-05 にみるように土地価格は 1905 (明治 38)年、約 320 円であったが、1906 年になって 4,298 円と急増している。

間切が所有する土地には 3403 坪の間切山野 (第4章林業表 II-4-3)、間切役場の土地、学校などが考えられる。

1906 年に土地価格が急増したのは土地整理によって、村(字)の共有地であった村山野・牧場・池などが、間切の土地に移行することによって急増したのものかもしれない。残念なことに統計資料では土地価格はわかるが、その面積はわからない。

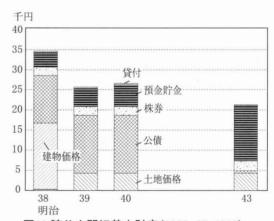


図10 読谷山間切基本財産(1905-07・1910)

^{*13.} 読谷山宇座村の医療内規 〔琉球新報:1901(明治34)年3月5日〕: 田舎に於て医師欠乏の為め其来診を乞ふにも二三里を往かざるべからず。其の上に往診料も三四十銭を要し薬価等も比較的多き次第なるを以て貧困者は間々治寮を受け得ざるものあり。茲(ここ)に右宇座村に於ては此不便を除かん為め共同貯金を積み立て医療一切の費用は貧富に拘はらす此より支弁するの内規を立て現に実行しつつある中なるが之が為め同村にては医薬を得ずして不幸に死するものなしと云ふ。

表 1-5-05 基本財産《読谷山、沖縄県 1905 ~ 1907、1910》

		土地価格	建物価格	穀物価格	公債	株券
読谷山	1905 (明38) 1906 (39) 1907 (40) 1910 (43)	四 319.660 4,298 4,298 4,298	円 厘 16, 404. 010 - - -	円 厘 - - - -	月 風 11,800.000 14,325 14,325 600	2, 160. 000 2, 160 2, 160 2, 430
沖縄県	1905 (明38) 1906 (39) 1907 (40) 1910 (43)	189, 113, 697 188, 184 192, 785 307, 639	431, 526. 365 235, 471 242, 097 178, 479	- - - -	328, 050. 000 338, 095 344, 130 115, 243	61, 975. 500 62, 311 63, 740 159, 073

			金員		其他価格	合計
		預金貯金	貸付金	現在金	共他価格	百百
	l /===	円厘	円厘	円厘	円厘	円厘
蒜	1905 (明38)	3, 599. 984	349. 445	 2	-	34, 633. 099
読谷	1906 (39)	4, 514	349			25, 646
山山	1907 (40)	5, 450	349			26, 582
Щ	1910(43)	13, 765	169	_		21, 262
ν̈́th	1905(明38)	170, 119. 188	30, 554. 901	28, 731. 928	106. 125	1, 240, 177. 704
沖縄	1906 (39)	195, 026	203, 269	4,810	15, 744	1, 242, 910
押	1907 (40)	197, 082	33, 323	3,085	15,774	1,092,016
厼	1910 (43)	356, 147	51,684	6,702	34, 882	1, 209, 849

建物価格は表 I-5-05 では 1905 (明治 38)年 1 万 6,404 円と評価されているが、その明くる年 1906 年からは、なぜか基本財産から建物価格は消えている。

琉球新報 1906 (明治 39) 年 6 月 13 日

上記変動の大きい不動産、土地価格と建物価格を除いて基本財産を考えると、公債を1906(明治39)年に買い増しし、預金貯金は1907年まで約1,000円づつ増加し、全体としては、増加傾向にあることがわかる。

1910 (明治 43) 年には、前述した公債がほとんど姿を消し、そのかわり預金貯金が急増している。公債を売り払い、預金貯金が増加したと考えることができる。しかし、公債の売却額全てが預金貯金に使われず、何らかの事業に使われたと推定できる。

第3節 島嶼町村制の時期

1907 (明治 40) 年島嶼町村制が施行され読 谷山間切は読谷山村となった。この島嶼町村制 は他県と異なる特別制度である。町村長は知 事による任命であり、県庁は命令権と処分権を 持っている。また議会の議決権も町村長によっ

^{*14.1906 (}明治 39) 年 6 月 13 日付琉球新報の、「中頭郡各間切基本財産」には読谷山間切の財産額が、34,633,099 とあり、これは表 -5-04 の明治 38 年の合計額と一致している。

て制約を受けるものであった。

この特別町村制が廃止されたのは 1920 (大 正9) 年のことである。ここでは島嶼町村制下 の読谷山村の基本財産統計を中心にみていくこ とにする。

▼村有地の形成

表 I-5-05「基本財産」と表 I-5-06「基本財産」をみていただきたい。この時期の基本財産に関わる統計はこの二つに、不動産を除いた貯蓄物統計である表 I-5-04「貯蓄物」しかない。

基本財産中土地の評価額は間切時代と同様 1910 (明治 43) 年も 4,298 円と評価され、1919 (大正 8) 年には 7,714 円と増えている。

1919年の統計表 I -5-06 は 7,714 円という 土地の価額がわかるだけでなく、面積が 508.9 町歩というように土地の面積がわかる貴重な 統計である。508.9 町歩は約 504 ヘクタール、 読谷村の村有地は現在約 486 ヘクタールだか ら 1919年までには読谷山村村有地が形成され たと考えることができる。

1912 (明治 45) 年、読谷山尋常高等小学校が、喜名から座喜味に校舎を移築し、喜名は分校となり(沖縄毎日、明治 45 年 5 月 29 日、「読谷山校落成式」)、古堅小学校の増設が計画されている(琉球新報、明治 45 年 6 月 1 日、「森山校長の断片」)

土地の価額が増加したのは学校移築と関係するのかもしれない。

▼建物基本財産の再登場

また、1919年の統計(統計表 I-5-06)では、1905 (明治 38)年しか確認できない建物価格も基本財産 987円と記されている。前述したように読谷山村には三つの小学校がある。987円は三つの学校の建物額にしては過小に思われるので、村役場建物の評価額を示すのかもしれない。

▼預金基本財産の急減と増加

次に基本財産中預金等の財産の推移をみるために作成した図が、図11である。1907(明治40)年から1910年の足かけ4年間で基本財産(預金部分)を3倍弱に増やしている。しかし、1912~13(大正1~2)年にかけておよそ1万円を支出したことが読み取れる。これもまた読谷山尋常高等小学校移築や古堅小学校の増設と関係するかもしれない。

その後、1914 (大正3) 年には基本財産 (貯金部分) を1年間で2万円近く増やし、1919年には4万円を越える基本財産 (貯金部分) を有するに至っている。

第4節 町村制の施行から戦時へ

前述したように特別町村制が廃止され町村制へ移行したのは1920 (大正9)年である。町村制への移行によって、町村長が町村会議員によって選出されるようになる。

ここでは町村制へ移行時期から戦時体制が確立される1939(昭和14)年までの基本財産・特別基本財産および郵便貯金の変化をみていく。

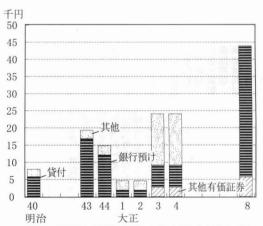


図11 特別町村期 読谷山基本財産(預金分) 資料:表 I -5-03(明40~大4)、表 I -5-05(大8)より作成

表 1-5-06 基本財産《読谷山、沖縄県 1919 (大 8)》

	土地			建物	公債	正書	其他有	価証券
	反別	地価	価額	価額	額面	価額	額面	価額
	田丁	円	円	円	円	円	円	円
読谷山	508.9	3,841	7,714	987	100	100	5,700	5,700
沖縄県	57, 491. 9	170,862	2, 836, 812	11, 177	61,200	60, 155	252, 405	257, 924

	郵便局 預金	銀行預金	貸付	其他	計
	円	円	円	円	円
読谷山	-	38, 204	_	_	52, 705
沖縄県	4, 217	703, 710	1,615	3, 567	3, 874, 703

▼村有地と部落有地

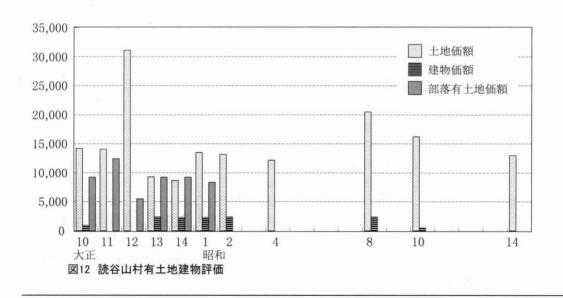
図 12 は表 I-5-07 「基本財産」(1921 \sim 1939)、表 I-5-11 「部落有財産」(1921 \sim 27)から作成した読谷山村の基本財産中、土地と建物と部落有地の価額の変化である。土地価額なのでどれくらいの広さなのかはわからない。

基本財産中の土地価額は1923 (大正12)年の単年度だけ3万円を越え、明くる1924年9,302円、1925年8,654円と1万円を割り込んだのはなぜかという疑問がわく。村有地とは対称的に、部落有の土地は、逆に1922 (大正

11)年1万2,443円もあったものが1923年には5,497円と急減している。

そして 1924 年には読谷山村有地(基本財産)と部落有地はほぼ同額の 9,000 円余となっている。

この時期、部落は土地の所有者になることはできなかった。部落有地は何人かの共同所有という形で登記するか、村有地として登記するしかなかったのである。1923年の読谷村の動向は部落有地を村有地にして、村財政を豊かにしようと図ったが、1924(大正13)年なんらかの不都合がおこり、部落有地にある程度もどっ



							単位:円		
		土地価額	建物価額	有価証券価額	郵便貯金	銀行預金	現金		
	1921 (大10)	14, 184	987	9, 125	=	40, 356	*		
	1922 (11)	14,077	-	12, 450	*	*	-		
	1923 (12)	31, 131	_	11, 450	*	*	2,832		
	1924 (13)	9, 302	2, 436	11, 450	*	*	8		
読	1925 (14)	8, 654	2, 346	12,612	*	*	=		
谷	1926 (昭 1)	13, 495	2, 346	12,612	*	*			
Щ	1927 (2)	13, 183	2, 436	14, 100	*	*	60,612		
	1929 (4)	12, 203	_	21,900	*	*	41,054		
	1933 (8)	20, 498	2, 436	19,900	*	*	42, 498		
	1935 (10)	16, 219	545	19, 263	*	*	_		
	1938 (13)	13, 010	_	20,050	*	*	40, 365		
	1921 (大10)	3, 625, 973	13, 768	466, 421	1,498	608, 626	*		
	1922 (11)	4, 484, 863	267, 798	493, 578	*	*	3,530		
	1923 (12)	2, 962, 556	85, 430	423, 911	*	*	6,087		
	1924 (13)	4, 218, 326	92,656	428, 544	*	*	1,535		
沖	1925 (14)	4, 114, 748	173,000	412,880	*	*	1, 401		
縄	1926 (昭 1)	4, 189, 577	147, 333	408, 140	*	*	4, 547		
県	1927 (2)	2,684,517	338, 720	371,967	*	*	700,806		
	1929 (4)	3, 353, 854	32, 158	460, 242	*	*	769, 824		
	1933 (8)	2, 808, 115	73, 690	488, 907	*	*	688,080		
	1935 (10)	2,991,962	425, 981	428, 304	*	*	407,631		
	1938 (13)	3, 675, 149	49, 267	529, 785	*	*	555, 705		

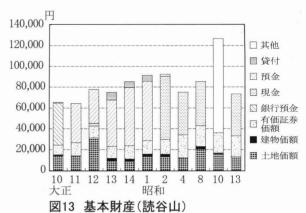
注 1) 大正 11、昭和 8、10 年「沖縄県・計」欄は、再計算するとそれぞれ「6,629,373、4,075,764、9,908,334」となるが、原資料表記のままとした。

注2) 昭和2年以降は「毎3年調査」(表の出所一覧参照)のため、3年間は同一の統計が掲載されている。重複する 年度は省略した。

たものと考えることができよう。ただし、部落 有地は法的には部落の所有ではなく共有所有の 場合が多いから、なんらかの形で部落有地を統 計は把握していたと考えることができる。

村有地に関しては表 I – 5 – 08 「特別基本財産」の中にも見いだすことができる。その土地価額は 1921 (大正 10) 年から 1927 (昭和 2) 年まで記されている。「特別基本財産」の土地価額はが $21\sim99$ 円と基本財産と比較すると極めて小さな額のようにみえる。しかし、統計表 I – 5 – 06 でみたように 7,714 円という土地の評価額の面積が約 $504\sim 10$ – 10 ルということから考えると、 10 10 ~ 10 99 円の土地は 10 ~ 10

建物に関しては 1921 (大正 10) 年には、島 嶼町村時代の 1919 年と同額 987 円とされ、 1924 (大正 13) 年になって 2,436 円と 3 倍弱



資料:表 I-5-06より作成

単位:円 預金 貸付 其他 * 810 65, 462 1921 (大10) 1922 (11) 37, 741 64, 268 1923 (12) 32, 369 77, 782 44, 368 75,064 1924 (7,500 13) 読 1925 (14) 55,880 5,625 85, 117 91, 276 1926 (昭 1) 57, 198 5,625 * * 2,000 92, 331 1927 (2) 1929 (4) * * 75, 157 * * 85, 332 1933 (8) * * 1935 (10) 90,669 126,696 * * 73, 425 1938 (13) * 1921 (大10) 5,764 4, 942, 171 220, 121 1922 (11) 767, 952 27,919 583, 733 6,629,372 600, 920 54,025 37, 103 4, 170, 032 1923 (12) 1924 (589, 299 423, 962 155, 270 5, 909, 592 13) 1925 (662,771 428,091 10,500 5, 803, 391 14) 695, 896 1926 (昭 1) 351,072 33,980 5,830,545 1927 (2) * * 36, 180 4, 132, 190 * × 17,549 1929 (4) 4,633,627 * 1933 (8) * 16,972 3, 555, 764 * * 1935 (10) 5, 654, 456 9,818,334 * * 1938 (13) 26, 139 4,836,045

の価額が 1933 (昭和 8) 年までは続いている。 ただし建物は不動産として常にあるはずなのに、 価額が急増したり、急減したり、時には無い年 があるのをどのように考えるのかという問題が ある。

▼沖縄救済と貸付

次に読谷山村所有の不動産以外の基本財産をみてみよう。表 I-5-07「基本財産」をみていただきたい。1924 年 7,500 円、1925 年・1926(昭和 1)年 5,625 円と貸付が行われていることがわかる。この現象は中頭郡でも、沖縄県全体でも同様であり、沖縄県全体では 42 万円を越える額になっている。ちょうどこの時期は、サトウキビ価格暴落によるソテツ地獄状況にあり、ソテツ地獄から抜け出して、いかにして救済復興するかが焦眉の課題であった。この課題は国会で議論され、「沖縄救済に関する建

議案」*15等が可決された時期にあたる。

このような状況と町村による貸付が突然統計 に現れたことを考え合わせると、沖縄県下の各 自治体は、貸付をすることによって、各地の産 業を復興しようとしたものと思われる。

▼特別基本財産

図 14 は表 I -5-07 と表 I -5-08 「特別基本 財産」の有価証券・郵便貯金・銀行預金・預 金・現金の総計(基金と仮称)を併せて作成した グラフである。

読谷山村の基金に関しては、基本財産部分が 大きく、特定の目的をもつ特別基本財産は基本 財産の四分の一から三分の一程度である。

特別財産の内訳をみると、1921 (大正 10) 年は、ほとんど全てが銀行預金であったものが、 あくる 1922 (大正 11) 年から預金とだけ記さ れ、1927 (昭和 2) 年からは現金と変化してい

^{*15.「}沖縄救済に関する建議案」(1926年)。

表 I-5-08 特別基本財産《読谷山、沖縄県 1921 ~ 1938》

						(単位	: 円)	
		土地価額	建物価額	有価証券価額	郵便貯金	銀行預金	現金	下
	1921 (大10)	73	_	-	-	11, 339	*	下段に続
	1922 (11)	73	-	-	*	*	591	続
	1923 (12)	99	-	Y-1	*	*	_	<
	1924 (13)	21	_	_	*	*	-	
読	1925 (14)	21	-	1-3	*	*	-	
谷	1926 (昭 1)	21	-	_	*	*	-	
Щ	1927 (2)	21	_	-	*	*	16, 116	
	1929 (4)	-	-	2,400	*	*	10,967	
	1933 (8)	-	-	2,400	*	*	12,508	
	1935 (10)	-	-	200	*	*	_	
	1938 (13)	-	_	_	*	*	4,614	
	1921 (大10)	109, 582	54, 103	25, 251	1,585	157, 063	*	
	1922 (11)	113, 259	105, 940	22, 738	*	*	1,342	
	1923 (12)	146, 698	_	21, 482	*	*	70	
	1924 (13)	85, 700	36, 498	16,588	*	*	243	
沖	1925 (14)	93, 660	34, 765	16, 209	*	*	2,093	
縄	1926 (昭 1)	90, 751	-	15,900	*	*	43	
県	1927 (2)	93, 747	-	9,717	*	*	192, 954	
	1929 (4)	100, 995		23, 598	*	*	177, 223	
	1933 (8)	87, 063	-	32, 115	*	*	179,870	
	1935 (10)	118, 687	289, 885	26, 162	*	*	106, 178	
	1938 (13)	23, 840	_	33, 913	*	*	95, 453	

				(単位:円)
	預金	貸付	其他	計
1921 (大10)	*	· - :	313	11,725
1922 (11)	11, 927	\ <u></u>	7	12, 591
1923 (12)	12, 746	_	_	12,845
1924 (13)	14, 786	_	_	14,807
読 1925 (14)	15, 947	-	-	15, 968
谷 1926 (昭 1)	16, 050	-	-	16,071
山 1927 (2)	*	*	-	16, 137
1929 (4)	*	*	-	13, 367
1933 (8)	*	*	-	14, 908
1935 (10)	*	*	745	945
1938 (13)	*	*	-	4,614
1921 (大10)	*	3, 109	19, 419	370, 112
1922 (11)	155, 747	5,980	800	405,807
1923 (12)	168, 544	5,061	13, 402	355, 257
1924 (13)	158, 901	32, 287	2,595	332,812
沖 1925 (14)	177, 126	39, 143	102	363, 098
縄 1926 (昭 1)	181, 487	27,777	234	316, 192
県 1927 (2)	*	*	900	297, 318
1929 (4)	*	*	13, 193	315,009
1933 (8)	*	*	21,917	320, 965
1935 (10)	*	*	17,636	558, 548
1938 (13)	*	*	-	153, 206

注1) 大正11年「沖縄県・計」欄は、再計算すると「405,806」となるが原資料表記のままとした。 注2) 昭和2年以降は「毎三年調査」(本巻末尾の「出所一覧」参照)とある。そのため3年間は同一の統計が掲載されており、本表では重複する年度を省略した。

表 I -5-09 基本財産(毎3年調査)《県計、郡市計、中頭市町村別1938(昭13)》

							単位:円
		土地価額	建物価額	有価証券価額	現金	其他	計
	県計	3, 675, 149	49, 267	529, 785	555, 705	26, 139	4, 836, 045
	中頭	268, 554	13,906	164, 975	230, 387		677,822
	島尻	365, 876	11, 102	247, 590	242, 949	-	867, 517
郡	国頭	1,672,952	21,539	88, 150	60, 373	12,069	1,855,083
市	宮古	340, 952	700	5, 300	7,036	_	353, 988
計	八重山	891, 202	100	16, 545	11,515	14,070	933, 432
	那覇	122, 884	1,920	7, 225	1,837	_	133, 856
	首里	12, 729	_	_	1,608	_	14, 337
	浦添	14, 138	1,200	7, 150	5,651	-	28, 139
	西原	4,811	_	11,500	12,569	_	28,880
	中城	8,571	-	15, 750	61,684	-	86,005
	宜野湾	2, 412	-	25, 450	38,805	_	66, 667
中	北谷	44, 805	9, 222	6, 575	20,742	_	81, 344
頭	読谷山	13,010	-	20,050	40, 365	-	73, 425
郡	越来	7, 512	759	12,000	3, 984	_	24, 255
	美里	129,956	_	27, 400	16, 475	_	173, 831
	具志川	42, 753	2,725	24,650	22, 768	_	92, 896
	与那城	130	-	6, 450	4,850	_	11, 430
	勝連	456	_	8,000	2, 494	-	10, 950

表 I-5-10 特別基本財産(毎 3 年調査)《県計、郡市計、中頭市町村別 1939(昭 14)》

						1	単位:円
		土地価額	建物価額	有価証券価額	現金	其他	計
県計	+	23, 840	_	33, 913	95, 453		153, 206
	中頭	4, 926	-	4, 400	35, 275	_	44,601
	島尻	16, 710	-	24, 375	55, 228	-	96, 313
郡市計	国頭	2, 204	-	1,200	3, 783		7, 187
	宮古	_	_	_	263	_	263
	八重山	_	_	50	456	1-	506
	那覇		-	_	_	-	_
	首里	-	-	3,888	448	7—	4, 336
	浦添	2, 184	_	500	1, 237	_	3, 921
	西原	-	-	400	3, 174	-	3, 574
	中城	-	-	1,800	12,853	-	14,653
	宜野湾	-	-	-	326	_	326
中	北谷	-	-	1-	2,280	, -	2, 280
頭	読谷山	-	-	-	4,614		4,614
郡	越来	1,035	-	300	596	_	1,931
	美里	-	-	1,300	3, 108	-	4, 408
	具志川	1,707	-	_	6,536	-	8, 243
	与那城	_	-	100	551	-	651
	勝連	-	-	_	1 - 1	_	-

表 1-5-11 部落有財産《読谷山、沖縄県 1921 ~ 1926》

										(単位	: 円)
		土地価額	建物価額	有価証券 価額	郵便貯金	銀行 預金	預金	現金	貸付	其他	計
	1920 (大 9)	7, 493	-	-	-	-	*	*	-	-	7, 493
	1921 (10)	9, 256	-	-	*	*	-	_	-	-	9,256
読	1922 (11)	12, 433	-	_	*	*	-	_	_		12, 433
谷	1923 (12)	5, 497	_	_	*	*	_	_	-	_	5, 497
Щ	1924 (13)	9, 256	-	(-	*	*	-	-	-	-	9,256
	1925 (14)	9, 256	_	-	*	*	_		-	-	9,256
	1926 (昭 1)	8, 345	-		*	*	*	-	*	-	8, 345
	1920 (大 9)	409, 083	22,667	4,500	-	3,553	*	*	1,400	_	441, 203
	1921 (10)	603, 824	20,665	2, 145	*	*	3, 346	5,015	22, 491	10,659	668, 145
沖	1922 (11)	321, 735	26, 463	2, 145	*	*	-	1,533	15,750	9, 252	376,878
縄	1923 (12)	291, 539	23,870	560	*	*	-	40	10, 250	8,315	334, 574
県	1924 (13)	330, 357	23, 161	560	*	*	_	43	7,250	200	361,671
	1925 (14)	363, 749	24,861	560	*	*	730	43	9,550	200	399, 693
	1926 (昭 1)	335, 111	25, 189	560	*	*	*	10, 330	*	200	371, 390

注1) 大正13年「沖縄県・計」欄は再計算すると「361,571」となるが原資料表記のままとした。

る。特別財産の総額は 1925 (大正 14) 年まで は増加をつづけ、その後、1927 年までは変化 がなく、1929 (昭和 4)年に 3,000 円弱が取り 崩されている。

1933 (昭和8) 年に14,908 円あった特別 基本財産は1935 年に945 円に激減している。 これは1935 年以前に特別の目的のために使 用してしまったと読み取ることができるかも しれない。もしくは特別基本財産は基本財産 に組み入れることもできるから、1935年に約14,000円が基本財産に組み入れられることもあって、図14にみるように、基本財産が10万円を越える基本財産になったとも考えることもできるかもしれない。

▼郵便貯金

1896 (明治 29) 年 6 月 22 日、逓信省告示により読谷山郵便局が喜名村に設置された。

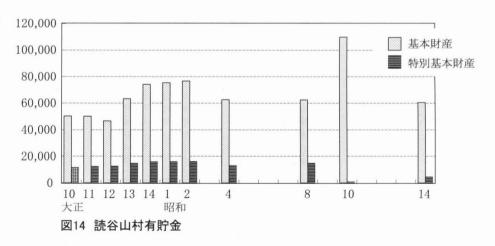


表 I-5-12 郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902~1903》

		現在預	現在預金額	前年	ニ対シ増減	現在人口	人口百人 二付貯金	人口一人
5.1		人員 先任預並領		人員 金額		元エハロ	者(額)	平均貯金
	1		円 厘		円 厘		円 厘	円 厘
1902	読谷山	103	319.597	50	204.850	13, 130	-	0.024
(明35)	中頭計	682	1,692.656	366	652.473	58, 972	=	0.029
(.),100)	沖縄県	5, 724	81, 289. 899	2, 169	△15, 404. 128	291, 993	0.003	0.278
1002	読谷山	250	482. 190	147	162. 593	13, 762	1.84	0.035
1903 (明36)	中頭計	2, 150	2, 685. 644	1,468	1,572.988	103, 947	2.07	0.026
(19100)	沖縄県	9, 699	77, 185. 519	3, 975	△3, 524. 380	381, 249	2.54	0.202

注1) 明治35~36年「△印ハ前年二對スル減」

注2) 明治35年「中頭郡・前年ニ対シ増減・人員、沖縄県・前年ニ対シ増減・人員・金額」の値は正誤表により訂正した。

1904 (明治 37) 年、読谷山郵便局は大湾村に 移されるが喜名村には嘉手納から郵便受取所が 移転している。

読谷山郵便局への個人貯金を表 I-5-12 からみることができる。「前年二対シ増減」という項目から、読谷山間切における 1901 (明治34) 年の預金者 53 人、総額 114 円余と読み取った。

1902 年 預 金 者 103 人、総 額 319 円 余、 1903 年 預 金 者 147 人、総 額 482 円 余 と 漸 次 増加していることがわかる。

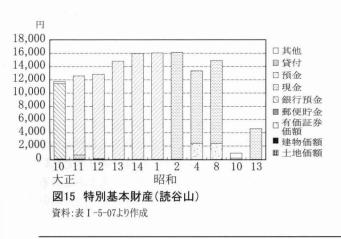
1903年における郵便貯金している人の割合と一人当たりの貯金額を比較してみると図17

のようになる。

郵便貯金をしている人の割合は沖縄県全体が 2.54%、中頭が 2.07%、であるのに対して、読谷山は 1.82%と郵便預金に対する関心は低いことがわかる。

しかし一人当たりの貯蓄額は 1.93 円で沖縄 県平均の 7.96 円には、はるかにおよばないが、 中頭郡平均の 1.25 円よりは高いことがわかる。

表 I-5-13 は、職業別郵便貯金(読谷・中頭・沖縄県、1902年度)である。沖縄県全体では、官吏・軍人、雑業者、学校生徒、農業者という順に郵便貯金をしていることがわかる。1902明治35)年7月7日、沖縄県知事奈良原は郵



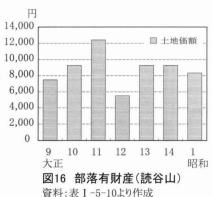


表 I-5-13 職業別郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902 (明 35)》

	農業		商業		工業			雑業	諸業者の被雇職工 一般の使役人		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
a.		円 厘		円 厘		円 厘		円 厘		円 厘	
読谷山	6	15.036	1	0.104	2	2.275	45	162. 227	12	10.804	
中頭計	73	93. 504	3	1.018	6	28. 403	289	825. 311	43	31. 214	
沖縄県	589	13, 978. 549	253	5, 412. 103	151	2, 162. 800	1134	7, 053. 688	444	1, 754. 923	

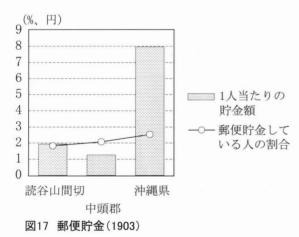
	官吏軍人		学校生徒		漁獲業船夫		無職業		社寺其他団体		職業未詳	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
		円 厘		円 厘		円 厘		円 厘		円 厘		円 厘
読谷山	32	123.948	2	0.720	-	-	-	-	-	_	3	4. 483
中頭計	188	392.811	31	54.687	_	_	6	29.804	24	16.737	19	219.167
沖縄県	1561	25, 211. 493	900	3, 280. 310	25	64. 144	59	919.001	44	3, 879. 349	564	17, 573. 494

注1)「沖縄県・漁獲業船夫・金額」の値は正誤表により訂正した。

便貯金奨励のため、官吏は給料の1%以上郵便 貯金をするよう内訓している。官吏軍人という 類型が多いのはこの内訓による影響もあったと 思われる。

読谷山間切では官吏軍人よりも雑業者が多い というところに特色がある。1903 (明治36) 年9月21日の琉球新報の長寿者を紹介する記 事に次のように雑業者がしるされている。

又吉カマは今年90歳になる長寿者である。 彼女は国頭郡国頭間切辺土名村に生まれ、20



歳の時に読谷山間切古堅村の叉吉家に嫁いできた。結婚後、35歳まで、雑業を家業とし、その後、85歳まで紡績と農業を営んできた。生活は最初は困難であったが、今はやや豊かだという。

ここに読谷山間切の雑業の一つのあり方をみることができる。貧困の中、雑業で小金を貯金 し、一定額貯まったら土地を購入し、農業を営むというあり方である。

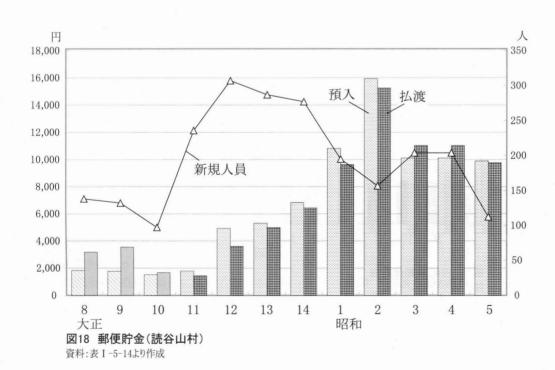
▼郵便貯金

表 I-5-14 を元に、1919~30 (大正8~昭和5)年度の喜名局・読谷山局に預けられた郵便貯金の取引高の変化をグラフに表したものが図 18 である。読谷山局の預金取引額は1927 (昭和2)年の最高時で預入が1万5,957円、払渡が1万5,249円である。1920年代に入って右肩上がりに上昇してきた預金取引額は先述の1927年をピークに停滞減少傾向を読谷山村では示している。それは新規人員が減少していること、1928 (昭和3)年1929年と払い渡しが預け入れより多いことからもよみとれる。

読谷山村の傾向は図19にみるように沖縄県 全体でも、1929年には払い渡し額が預け入れ

表 I-5-14 郵便貯金《読谷山、沖縄県 1919~ 1930》

		巨力	ř	頁入	· ·	ム渡	新規人員
		局名	度数	金額	度数	金額	利风八貝
読谷山村	1919 (大 8) 1920 (9) 1921 (10) 1922 (11) 1923 (12) 1924 (13) 1925 (14) 1926 (昭 1) 1927 (2) 1928 (3) 1929 (4) 1930 (5)	喜喜喜 読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読読	833 861 723 910 1,833 1,750 1,915 1,628 41,600 1,775 1,775	1,811 1,754 1,518 1,772 4,928 5,304 6,812 10,826 15,947 10,112 10,112 9,904	415 353 402 331 629 756 864 856 1,114 914 914	3, 171 3, 549 1, 657 1, 429 3, 612 4, 974 6, 429 9, 611 15, 249 11, 041 11, 041 9, 752	138 132 97 236 307 287 277 195 157 204 204
沖縄県	1919 (大 8) 1920 (9) 1921 (10) 1922 (11) 1923 (12) 1924 (13) 1925 (14) 1926 (昭 1) 1927 (2) 1928 (3) 1929 (4) 1930 (5)	DUTLI PH /PU	100, 268 77, 517 81, 421 113, 767 180, 101 223, 152 244, 075 227, 080 218, 125 228, 406 228, 194 197, 283	791, 883 612, 792 613, 419 673, 259 1, 286, 235 1, 265, 371 1, 447, 608 1, 991, 996 2, 352, 279 2, 420, 197 2, 512, 761 2, 473, 684	37, 419 37, 276 48, 895 46, 769 53, 136 63, 805 74, 014 86, 742 91, 564 101, 361 104, 048 104, 045	673, 334 663, 572 658, 213 621, 527 878, 613 1, 144, 614 1, 369, 012 1, 805, 587 2, 129, 634 2, 315, 568 2, 552, 250 2, 390, 972	15, 682 9, 198 12, 428 23, 805 27, 991 32, 681 25, 808 19, 322 24, 053 26, 188 22, 233 15, 470



額を上回り、新規の預け入れが減少するなど、同様の傾向をみることができる。

次に預金残高を考えてみたい。表 I -5-14 から作成したのが図 20「預金差引額と残額」である。

たとえば、1919 (大正 8) 年を例にとって みよう。預け入れは 1,811 円、払い渡しは 3,171 円である。差し引き、払い渡し額の方が、 1,360 円多いことになる。あくる 1920 年も払 い戻しの方が 1,795 円多く、1919、20 年の 2 年間で、合計 3,055 円も読谷村民は郵便貯金 を取り崩したことになる。

以下、預け入れ超過をプラス、払い渡し超過をマイナスと考え、単年度分を「差引額」とした。 読谷山村の 1919 年の事例でいうとマイナス 1,360 円ということになる。

また、1919年以後の「差引額」の累計額を「残額」と表記した。本来、残額は貯金額全体で見るべきなのだが、データが1919年から1930(昭和5)年までしかないため、このようなグラフでしか表現できなかった。したがって、

このグラフは 1919 年から 1930 年までの郵便 貯金の動向であることを断っておく。

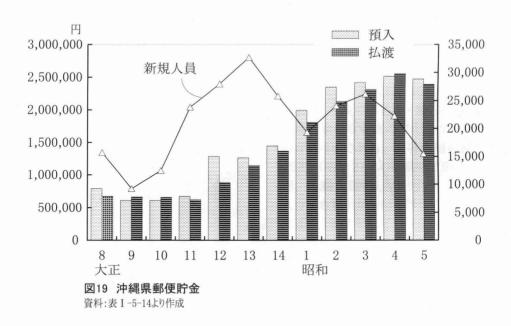
さて、そのような前提で、読谷山村における 1919年から30年までの郵便貯金の動向読谷 をみてみよう。

1919年から 1921 (大正 10)年までは、差引額はマイナスで、1922 (大正 11)年からは、差引額はプラスに転じるが、残高がプラスになったのは 1926 (昭和 1)年から 1928年で、また、1928、29年のマイナスで残額もマイナスに転じる。このようにみると読谷山村では郵便貯は増やすものではなかったと読み取れる。

一方、沖縄県全体ではサトウキビ価格暴落の直後1920、21 (大正10、11) 年と世界恐慌の1929 (昭和4) 年に差引額はマイナスだが、それ以外は増加している。まさしく、沖縄県全体をみると、郵便貯金は増やすものなのである。

沖縄県全体の傾向と比較すると読谷山村は、 極めて特異である。

読谷山村では郵便貯金は当座の運転資金として預ける手段であったのではないだろうか。



ただし、その後、戦時下戦争遂行のために 100 億円の国民貯蓄運動が行われ、沖縄県に おいても当初 200 万円を目標にし、1939 (昭和 14)年 10月、500 万を目標とした。この目標にしたがって、沖縄県は各市町村に目標を割りふっている。

200万円目標の時、読谷村の目標額は51,221円であり、1939年6月末で読谷村には4万7,752円の貯蓄があったという。

まとめにかえて

本章では、沖縄県統計にみる読谷の「貯蓄」 を考察してきた。はじめにで記したが、「貯蓄」の内容は、旧慣期には災害に備えた備蓄であり、間切・島制度以後は、自治体の財産である基本財産であり、個人の財産はある一定期間の郵便貯金だけであった。

災害に備えた備蓄に関しては、琉球王府時代の貯米に起源を持つ共同貯蓄の割合が読谷山間切は沖縄県平均に比して低いというところに特色があり、その原因は未金、すなわち未納にあることを明らかにした。

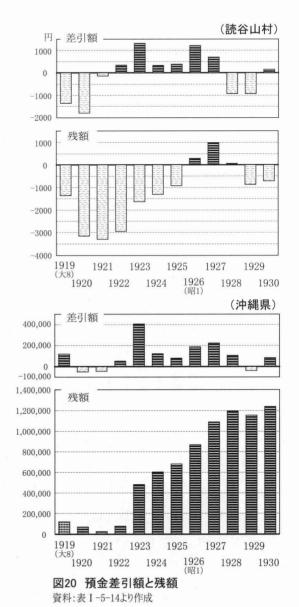
一方、これらの未納は、統計上は読谷山間切が各村への貸付として統計上ではあらわれるのではないかという仮説を提示した。

また、間切・島制度が生まれて以後の災害に対する備蓄は、1901(明治34)年、中頭郡の各間切が協議して、一戸平均8銭を間切税として20年徴収し、恐慌災害用の基本財産として蓄積することになり、同じ年、宇座村の医療共同貯金も新聞で報道されている。

残念なことに、このようにして災害等に備え て備蓄したものが、実際の災害に際してどのよ うな意味を持ちえたかに関しては明らかにする ことはできなかった。

次に読谷山村の基本財産に関してである。村 有地の形成は1919 (大正8)年までに形成さ れたのではないかということを示した。

また、サトウ価格の大暴落によるソテツ地獄に対する産業復興政策の一環として、読谷山村も沖縄県他自治体と同様、基本財産の中から多額の貸付をおこなっている状況を統計から浮かびあがらせた。



- 一方、読谷山における個人の郵便貯金状況を 沖縄県統計からみてみると、次のようなことが わかった。
- ① 1920 (大正9) 年代に入って右肩上がりに 上昇してきた預金額は1927 (昭和2) 年を ピークに停滞減少傾向を読谷山村では示し ている。
- ② 読谷山村における1919 (大正8) 年から 1930 (昭和5) 年までの郵便貯金の動向を みるかぎりにおいて、読谷山村では郵便貯

- 金は増やすものではなく当座の運転資金と して預ける手段であったのではないかとい う仮説を提示したこと。
- ③ 戦時下戦争遂行のために読谷山村の目標額は51,221円であったが、1939(昭和14)年6月末で読谷村には4万7,752円の貯蓄があったということ。

戦前形成された基本財産は、戦後読谷村に引き継がれていく。

方法の一株一国宛と定め随意ふ毎月体給の内 納濟み後より引納き一の貯食法を定めたり其 は數年前より既に官吏の貯金を裴剛しついわ り此外に郵便貯金も亦た少 の官吏に於ては貯金粉束をかるべき敗 「脳以上を定め貯蓄を奨励しつくわり但 少年と一之を銀いに預け年末に五 励し水りし 金の引出さ ・一株乃至敷株の貯金と の元利を返還するなり野田期限内に於 か如く換合盛に 年五件利にて段数・事と定め本 如る不時の入川ある場合 ち去明治三十一年体給十分一の製盤段献 木紙が一面と迎載して読者と報道 何と云人に民間に於てい世 殿鉄し若し家族い病気叉の かを六月より一 行はれて貯蓄の一機 一路さしめ基期 からず縣廳に於 は脱 の動館 し其資額の 6人該貯 立りて総貯 作析 七改 温とか 人の したる 死亡 限を 月迄 米內 r H

琉球新報 1902 (明治 35) 年 7 月 7 日「県官の勤倹貯蓄」